

令和元年11月1日

保護者様

高岡向陵高等学校

インフルエンザ（疑いを含む）の出席停止の取扱いについて

晩秋の候 保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、これからインフルエンザなど学校感染症の流行期に入ります。これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、医師の記載による治癒証明書（登校許可証明書など）を提出いただいておりますが、今後は、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒報告書」を保護者の方が記入・押印の上、学校に提出いただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

下記の事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。（高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため）また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。
- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 別紙「インフルエンザ治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで（解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません。）

*その他の感染症（麻しん・水痘など）につきましては、従来通り、医師の記載による登校許可証明書が必要となりますのでご注意ください。

<「発症した後5日目を経過」の数え方（例）>

曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
例1 発症後 2日目に解熱	発熱等の 症状発症 出席停止		発症後2日 目に解熱				登校しても よい日	
数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
				解熱後 1日目	解熱後 2日目			
例2 発症後 4日目に解熱	出席停止				発症後4日 目に解熱			登校しても よい日
数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
						解熱後 1日目	解熱後 2日目	